なお、保安検査等の実施にあたり、一部の空港では検査会社との契約事務等を航空会社が空港会社等に委任する「事務委任方式」が採用されているところ、国管理空港（国管理空港運営権者が運営する空港を除く。）、共用空港（共用空港運営権者が民間航空専用施設を運営する空港を除く。）、地方管理空港（地方管理空港運営権者が運営する空港を除く。）及び特定地方管理空港（特定地方管理空港運営権者が運営する空港を除く。）については、これを参考にしながら、航空保安に関する事案発生時の対応等、実施主体である国・自治体との役割分担を踏まえつつ、保安検査等の実施に必要な業務の一部について、空港等の管理者から航空旅客取扱施設の管理者への委任を進めていく方向で検討を行うこととする。

六　その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

（略）

１．各種施設の航空保安対策

⑴　制限区域に係る航空保安対策

悪意を持った者が空港の敷地内に侵入し、危害行為に及ぶことを防止するといった航空保安対策の観点から空港の敷地内には人や車両がみだりに立ち入ることのないよう必要な措置が講じられなければならない。このため、空港等の管理者は、空港の敷地内で航空旅客取扱施設（危険物等所持制限区域を含む。）、航空貨物取扱施設、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他の施設について、人、車両等の立入を制限する制限区域を設定するものとする。

空港等の管理者は、制限区域内に人、車両等が立ち入らないように立入禁止柵、ゲートを設置する等の必要な施設上の措置を講じるとともに、制限区域内に人、車両等がみだりに立ち入らないよう、出入管理、警備等の措置を講じなければならない。

⑵・⑶　（略）

２．～７．　（略）

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

危害行為の発生を確実に防止し、航空保安対策を適確に講じるためには、政府及び空港等の設置者等が役割分担に応じてそれぞれ適切な役割を果たし、相互に緊密に連携することが重要である。政府も含めた、関係者間の適切な役割分担及び相互の連携確保に関する基本的な事項を以下のとおり定める。

１．政府と空港等の設置者等との役割分担

一に示すとおり、危害行為の防止のためには、多様な主体がそれぞれの役割に応じて様々な航空保安対策を講じる必要があるところ、まず、政府は航空保安の確保に当たって、航空保安対策全般の総合調整や各種課題の解決に向けた各種会議体を活用した関係者間での議論

このため、二10. に示すとおり、保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方について、中長期的な課題として検討を進めることとする。

なお、保安検査等の実施にあたり、一部の空港では検査会社との契約事務を航空会社が空港会社等に一括委任する「事務委任方式」が採用されており、実施主体及び費用負担のあり方の検討とは別に、関係者間の連携を深める当面の取組のひとつとして、当該方式の他の大規模空港への展開に向けた検討についても進めていくこととする。

六　その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

（略）

１．各種施設の航空保安対策

⑴　制限区域に係る航空保安対策

悪意を持った者が空港の敷地内に侵入し、危害行為に及ぶことを防止するといった航空保安対策の観点から空港の敷地内には人や車両がみだりに立ち入ることのないよう必要な措置が講じられなければならない。このため、空港等の管理者（空港等の設置者、国管理空港の空港事務所長（国管理空港運営権者が運営する空港を除く。）、共用空港の空港事務所長（共用空港運営権者が民間航空専用施設を運営する空港を除く。）、国管理空港運営権者、関西国際空港及び大阪国際空港の運営権者、地方管理空港運営権者、共用空港運営権者及び特定地方管理空港運営者をいう。以下同じ。）は、空港の敷地内で航空旅客取扱施設（危険物等所持制限区域を含む。）、航空貨物取扱施設、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他の施設について、人、車両等の立入を制限する制限区域を設定するものとする。

空港等の管理者は、制限区域内に人、車両等が立ち入らないように立入禁止柵、ゲートを設置する等の必要な施設上の措置を講じるとともに、制限区域内に人、車両等がみだりに立ち入らないよう、出入管理、警備等の措置を講じなければならない。

⑵・⑶　（略）

２．～７．　（略）

七　危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

危害行為の発生を確実に防止し、航空保安対策を適確に講じるためには、政府及び空港等の設置者等が役割分担に応じてそれぞれ適切な役割を果たし、相互に緊密に連携することが重要である。政府も含めた、関係者間の適切な役割分担及び相互の連携確保に関する基本的な事項を以下のとおり定める。

１．政府と空港等の設置者等との役割分担

一に示すとおり、危害行為の防止のためには、多様な主体がそれぞれの役割に応じて様々な航空保安対策を講じる必要があるところ、まず、政府は航空保安の確保に当たって、航空保安対策全般の総合調整や各種課題の解決に向けた各種会議体を活用した関係者間での議論